解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十二月十三日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

大分県中津市耶馬渓町大字金吉二一六六番地

耶馬渓すっぽん漁業生産組合

清算人　江渕　真一

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年一月十日沖縄県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

沖縄県宮古島市平良字西里一八六番地

宮古島市土地開発公社

清算人　安谷屋政秀

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年一月二十五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

大阪府門真市中町一番一号

門真市土地開発公社

代表清算人　川本　雅弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月九日開催の社員総会の決議により平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

島根県出雲市大社町杵築南一三四四番地

社団法人出雲大社青年会議所

清算人　福間　真吾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

高知県高岡郡日高村沖名四〇〇九番地

農事組合法人日高農場

清算人　岡部　達雄

配当公告

岩手県盛岡市玉山区好摩字芋田向八五番地の二〇

破産者　小林林産株式会社

右の者に対する盛岡地方裁判所平成二十三年（フ）第三一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二八、三五七、三九二円

一、配当することのできる金額

金三〇、二七七、〇九五円

平成二十五年一月二十九日

岩手県盛岡市大通一丁目一番一六号

教育会館五階　こずかた法律事務所

破産管財人　弁護士　石橋　乙秀

配当公告

山梨県都留市つる一丁目五番八号

破産者　株式会社織元

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十三年（フ）第八三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四一〇、八五三、二八八円

一、配当することのできる金額

金二〇六、九五九、五二四円

平成二十五年一月二十九日

山梨県甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル古屋法律会計事務所

破産管財人　古屋　俊仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道芦別市北一条東二丁目一〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　沼田　周作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

事務所北海道滝川市花月町一丁目一番一〇号弁護士法人小寺・松田法律事務所滝川事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似二条三丁目三二番地、最後の住所札幌市中央区北一四条西一八丁目一番六号　被相続人　亡　中川　孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

事務所札幌市中央区南一条西五丁目二〇番地

相続財産管理人　田苗　生代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡石川町大字北山形字酉作五七番地、最後の住所福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢一番地の三〇

被相続人　亡　添田　ギン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

福島県郡山市堂前町二番一八号栗山ビル二階

相続財産管理人　弁護士　柾谷　智徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市知手一二三番地六〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平林　広久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

茨城県神栖市筒井一六五三番地二―一〇一

相続財産管理人　司法書士　鈴木　伸洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市清水町一一番、最後の住所埼玉県坂戸市清水町一一番二三号

被相続人　亡　千葉　裕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県坂戸市関間四―一二―二四　若葉西口ビル三〇二号室　若葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市接骨木七五番地一、最後の住所埼玉県川口市上青木一丁目三番一―二〇八号ドルミ西川口

被相続人　亡　印南　三夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―六

武笠ビルⅠ四〇一小林総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　哲彦

「業務および財産の管理に係る委託契約」終了のお知らせ

弊会は、エイ・ワン少額短期保険株式会社との間で締結されていた「業務及び財産の管理の委託契約」を期間満了のため終了しました。

平成二十一年一月二十三日付にてセーフティ共済会（大阪市中央区・山本浩平理事長）はエイ・ワン少額短期保険株式会社（大阪市中央区・片山勉代表取締役）との間で「業務及び財産の管理委託契約」を締結し、平成二十一年二月十三日付にて内閣総理大臣の認可を得て、実施してまいりました。

この度、この契約が、平成二十四年十二月一日付にて終了したことをお知らせいたします。

・委託会社　セーフティ共済会　大阪市中央区久太郎町一の九の二六

・受託会社　エイ・ワン少額短期保険株式会社　大阪市中央区久太郎町一の九の二六

・委託期間　平成二十年十一月一日から平成二十四年四月末日まで

平成二十五年一月二十九日

セーフティ共済会

理事長　山本　浩平